

○国土交通省告示第九百九十七号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十八条の二第一項から第三項までの規定に基づき、敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を次のように定める。

令和七年十月三十一日

国土交通大臣 金子 恭之

敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準を定める件

第一 建築基準法施行令第二百二十八条の二第一項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、次の各号に掲げる建築物の周囲の部分（令和七年国土交通省告示第九百九十六号（以下「部分告示」という。）第二第一号又は第二号に掲げる部分を除く。）の区分に応じ、当該各号に定める幅員以上であることとする。

一 隣地境界線に接する部分 次のイ又はロに掲げる建築物の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員

イ 延べ面積（主要構造部が耐火構造の部分を含む建築物であつて、当該部分とその他の部分とが耐火構造とした壁又は特定防火設備で区画されているときは、その部分の床面積を除く。ロにおいて同じ。）が三千平方メートル以下の建築物 一・五メートル

ロ 延べ面積が三千平方メートルを超える建築物 三メートル

二 火災抑制等建築物（部分告示第一第一号に規定する火災抑制等建築物をいう。この号において同じ。）の外壁の特定外壁開口部（部分告示第二第二号に規定する特定外壁開口部をいう。イにおいて同じ。）以外の開口部から敷地の接する道まで達する通路 次のイ又はロに掲げる部分の区分に応じ、当該イ又はロに定める幅員

イ 火災抑制等建築物の外壁で開口部を設けない部分又は特定外壁開口部を設ける部分に面する部分 一・五メートル

ロ イに掲げる部分以外の部分 次の(1)又は(2)に掲げる部分の区分に応じ、当該(1)又は(2)に定める幅員

(1) 火災抑制等建築物（延べ面積が三千平方メートル以下のものに限る。）に面する部分と隣地境界線に接する部分との間の部分 一・五メートル

(2) (1)に掲げる部分以外の部分 三メートル

三 前二号に掲げる部分以外の部分 三メートル

第二 建築基準法施行令第二百二十八条の二第二項及び第三項に規定する敷地内における通路の避難上及び消火上有効な基準は、幅員が三メートル以上であることとする。

附 則

この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行の日（令

和七年十一月一日）から施行する。